

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
ホルムアルデヒド及びキシレン 作業環境測定	仙台病-6-3	
	防衛大臣承認	
	作成	令和6年4月3日
	変更	
	作成部隊等名	自衛隊仙台病院

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊仙台病院で実施するホルムアルデヒド及びキシレン作業環境測定について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）

2 作業環境測定に関する要求

2.1 測定項目

ホルムアルデヒド及びキシレンの作業環境濃度（ppm）

2.2 測定場所

自衛隊仙台病院 病理検査室

2.3 測定日時

測定日時は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 測定に関する器材など

測定に関する器材などは、契約の相手方が用意するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 検査結果報告書

次の項目を含んだ実施内容の記録とし、様式は随意とする。

- a) 測定日時
- b) 測定項目
- c) 測定方法
- d) 測定箇所
- e) 測定条件
- f) 測定結果
- g) 測定実施者

4.1.2 役務完了報告書

測定が完了したならば、役務完了届を提出する。

5 秘密保全など

5.1 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も、同様とする。
- b) 契約の相手方は、官側の施設内の場合、測定場所以外においても無許可の撮影をしてはならない。

5.2 測定場所などへの立入りなど

測定場所などへの立入りなどは、次による。

- a) 病院内への立入りに際しては、自衛隊仙台病院所定の立入手続を行うものとする。
- b) 病院内建物の中で作業を行う場合、病院内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、自衛隊仙台病院等の規則及び病院関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。なお、やむを得ず自衛隊仙台病院地域以外への立入りを必要とする場合は、所定の手続きを行うものとする。

6 その他

測定実施に当たり、建物、物品等に損害を与えた場合には速やかに契約担当官等に報告し、契約担当官等の指示に従い、請負者側の負担において現状に復旧すること。

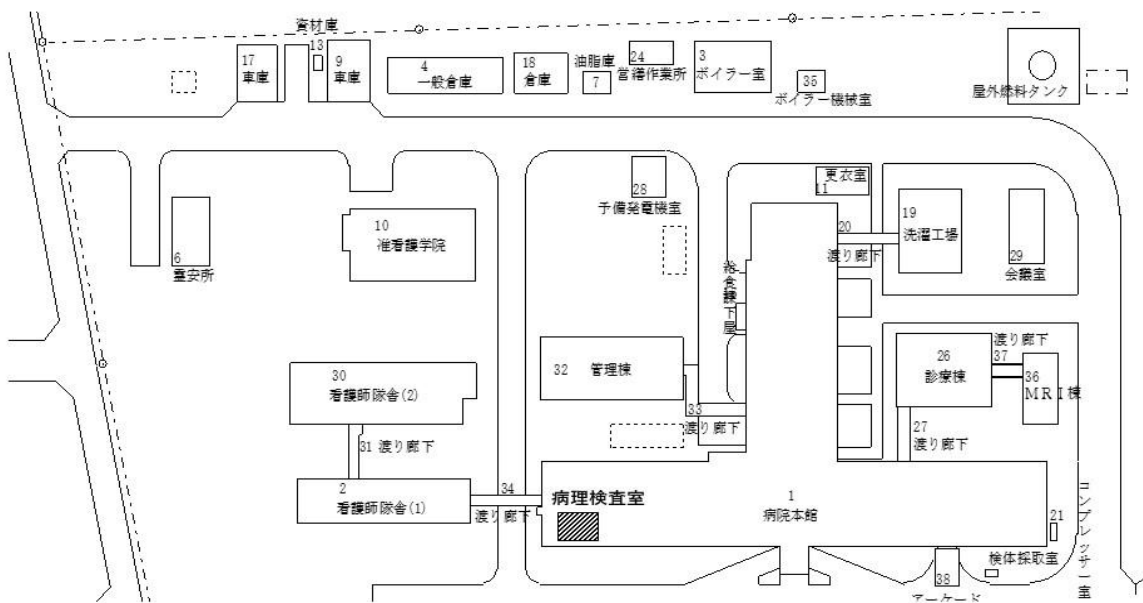
7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4NR01A000003
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年4月2日
	作 成 部 課	自衛隊仙台病院総務部管理課
	作 成 年 月 日	令和6年4月2日
品 名	ホルムアルデヒド及びキシレン作業環境測定	
仕 様 書 番 号	仙台病-6-3	

1 2.2 検査場所

自衛隊仙台病院 病理検査室



2 2.3 測定日時

令和6年5月1日（水）～令和6年5月31日（金）の間の開庁日のうち1日で、1300～1700の時間帯で測定する。